

働く世代応援商品券交付事業実施要綱（案）の概要について

1. 第1条（目的）

（目的）

第1条 この要綱は、長期化するコロナ禍の影響に加えて資源価格高騰や円安等による急激な物価上昇に対し、国などの少子・高齢化の支援施策の対象から外れた現役世代層の家計負担の軽減と地域における消費を喚起し、地元事業者の応援をする働く世代応援商品券（以下「商品券」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

この要綱の目的を定めるものです。

2. 第2条（定義）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、町によって発行される様式第1号の文書をいう。
- (2) 交付対象者 令和5年7月1日（以下「基準日」という。）において町の住民基本台帳に記録されている19歳から67歳未満の者又は令和6年3月31日までに19歳に達する者をいう。また、基準日の翌日から令和5年10月31日までに住民基本台帳に記録されることとなった者のうち、基準日において19歳から67歳未満の者を含む。
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として届出された者をいう。

【趣旨】

この条例において使用する用語の定義を定めるものです。

【解説】

(1) 商品券〈第1号関係〉

商品券が前条の目的を達成するため、町によって交付されるものであることを定めるものです。

(2) 交付対象者〈第2号関係〉

商品券の交付対象者を定めるものです。

詳細については、令和5年7月1日（以下「基準日」という。）において町の住民基本台帳に記録されている19歳から67歳未満の者又は令和6年3月31日までに19歳に達する者をいう。また、基準日の翌日から令和5年10月31日までに住民基本台帳に記録されることとなった者のうち、基準日において19歳から67歳未満の者を含むこととします。

(3) 特定取引〈第4号関係〉

特定取引（商品券を対価の弁済手段として使用する取引）について定めるものです。特定取引とは、商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入や借り受け又は役務の提供をいいます。

(4) 特定事業者〈第5号関係〉

特定事業者（特定取引等を行える事業者）について定めるものです。特定事業者は、特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として届出された者をいいます。

3. 第3条（商品券の交付等）

（商品券の交付等）

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、交付対象者に商品券を交付する。

2 商品券の交付額は、以下のとおりとする。

- (1) 商品券の交付額は、交付対象者1人につき5千円とする。
- (2) 商品券1枚当たりの券面記載の金額は、500円とし、10枚を1組として交付する。

3 商品券の交付は、1交付対象者につき、1回限りとする。

4 商品券は、交付対象者に対し、原則としてゆうパックで送付することにより行うものとする。

5 町は、前項の規定により送付した商品券が郵便局から返戻された場合において、当該交付対象者に対する連絡、訪問等当該交付対象者の居所の確認に努めたにもかかわらず、当該交付対象者の居所が判明しないときは、当該交付対象者に対して商品券を交付しないことができる。

6 町は、商品券を送付するまでの間に、交付対象者が住民基本台帳の登録から死亡により除かれた場合は、当該交付対象者に対して商品券を交付しないことができる。

【趣旨】

商品券の交付等について定めるものです。

【解説】

第1項では、商品券の交付について、この要綱で定める旨を規定しています。

第2項では、以下のとおり商品券の交付額を定めています。

- (1) 1人につき、5千円分の商品券を交付します。
- (2) 商品券の1枚あたりの額面を定めています。商品券の1枚あたりの額面は、500円とし、10枚を1組として交付します。

第3項では、期間内の転出入の異動を踏まえ、1交付対象者につき、1回限りとしております。

第4項では、交付対象者に対し、原則としてゆうパックで送付することを定めております。

第5項では、町は、商品券が郵便局から返戻された場合において、連絡や居所の確認に努めたにもかかわらず、居所が判明しないときは、商品券を交付しないことができることを規定しています。

第6項では、交付対象者が住民基本台帳の登録から死亡により除かれた場合は、当該交付対象者に対して商品券を交付しないことができることを定めております。

4. 第4条（商品券の使用範囲等）

（商品券の使用範囲等）

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和5年9月1日から令和5年11月30日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。
- 4 商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 不動産や金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

【趣旨】

商品券の使用範囲等について定めるものです。

【解説】

第1項では、商品券の使用範囲について定めています。商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができます。

第2項では、商品券使用期間について定めています。商品券の使用期間は、令和5年9月1日から令和5年11月30日までの間とします。

第3項では、特定取引でのいわゆる「お釣り」等の取扱いについて定めています。特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われません。

第4項では、商品券の譲渡等について定めています。商品券は、交換、譲渡及び売買を行うことができないものとします。

第5項では、商品券を使用できる者について定めています。商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができます。

第6項では、商品券を使用することができない物品や役務の提供について定めています。(1)不動産や金融商品から(6)国税、地方税や使用料などの公租公課までの物品及び役務の提供には使用することができません。

5. 第5条（特定事業者の届出等）

（特定事業者の届出等）

第5条 町は、別に作成する届出要項を公示して、届出した事業者に特定事業者届出証明書を交付する。

【趣旨】

商品券の取扱いを行う特定事業者の届出要項や届出等について定めるものです。

【解説】

町は、届出要項を公示して、届出した事業者に特定事業者届出証明書を交付するものとします。

6. 第6条（特定事業者の責務）

（特定事業者の責務）

第6条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することその他の前条の届出要項に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、特定事業者が前条の届出要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の届出を取り消すことができる。

【趣旨】

商品券の取扱いを行う特定事業者の責務について定めるものです。

【解説】

第1項では、特定事業者の責務として、特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築することその他の前条の届出要項に定める事項を遵守しなければならない旨を定めています。

第2項では、特定事業者が前条の募集要項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができるものとします。

7. 第7条（商品券の換金手続）

（商品券の換金手続）

第7条 町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、令和5年11月30日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、別に町が指定する日において、その日から起算して14日前までに取次の申出を受けた商品券について行う。

4 特定事業者は、令和6年2月29日までに商品券の換金を申し出なければならない。

【解説】

第1項では、特定事業者への金銭の支払いについて定めています。町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとしします。

第2項では、換金時の申出について定めています。前項の場合において、特定事業者は、令和5年11月30日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとしします。

第3項では、換金の方法について定めています。換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法によるものとしします。口座振替は、別に町が指定する日において、その日から起算して14日前までに取次の申出を受けた商品券について行うものとしします。

第4項では、換金の期限について定めています。特定事業者は、令和6年2月29日までに商品券の換金を申し出なければならないものとしします。

8. 第8条（商品券に関する周知等）

（商品券に関する周知等）

第8条 町長は、商品券事業の実施に当たり、交付対象者の要件、特定事業者の換金日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

【趣旨】

商品券に関する周知等について定めるものです。

【解説】

本条では、商品券に関する周知等について定めています。商品券事業の実施に当たり、交付対象者の要件、換金の方法、換金受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとしします。

9. 第9条（その他）

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

【趣旨】

その他事項について定めるものです。

【解説】

この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定めるものとしします。

12. 施行期日

1. この要綱は、令和5年5月15日から施行するものとしします。

13. この要綱の失効

2. この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失うものです。